

口蹄疫に関する特定症状

次に掲げる 1～3 のいずれか一つ以上の症状を呈していることを発見した獣医師又は家畜所有者は、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

	牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし
症状	1－① 39.0℃以上の発熱を示した家畜が、 1－② 泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳停止のいずれかを呈し、 1－③ かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）のいずれかに水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）を呈している場合 ※ 鹿にあっては、1－①及び1－③を呈している場合。
	2 同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。
	3 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（一の畜房につき一の哺乳畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の二日間において死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

※ 「畜房」とは、畜舎内の一部を柵等で囲った収容空間をいい、「哺乳畜」とは、離乳していない家畜をいう。

※ 改正された家畜伝染病予防法では、口蹄疫、牛疫、牛肺疫等の悪性伝染病については、殺処分の際しての手当金について、評価額の 4／5 から 5／5 に引き上げる一方で、発生の予防等に必要な措置を講じなかった場合には、手当金を交付しない、あるいは減額することになります。

具体的には、発生農家における飼養衛生管理基準全体の遵守状況が、標準的な畜産農家の遵守状況と比べて、大きく劣っているかどうかなどを精査した上で判断することになります。したがって、飼養衛生管理基準の一部項目の遵守が不十分であることのみを理由として、手当金が直ちに減額されることにはなりません。

特定症状の例（牛）



泡沫性流涎（黒毛和種）



泡沫性流涎（黒毛和種）



舌の水疱(ホルスタイン種)



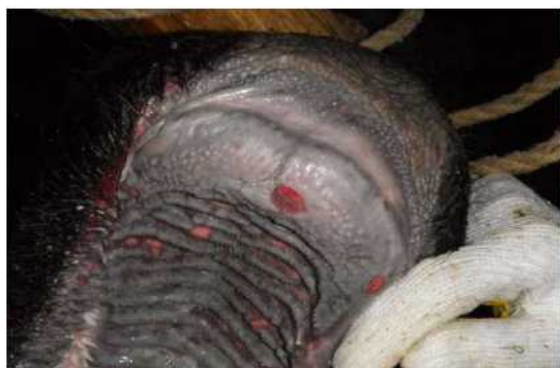
歯床部粘膜のびらん(黒毛和種)



歯床部粘膜のびらん(黒毛和種)



口唇部のびらん(黒毛和種)



歯床板(口蓋)のびらん(黒毛和種)



舌のびらん(黒毛和種)



乳頭の水疱(ホルスタイン種)



乳頭の水疱(黒毛和種)

特定症状の例 (豚)



蹄球部皮膚のびらん、潰瘍



蹄冠部皮膚のびらん



蹄の剥離



蹄球部皮膚のびらん



鼻端の水疱



鼻平面の潰瘍



乳房、乳頭部の水疱、びらん、痂皮



乳房、乳頭の水疱、びらん、痂皮